

高病原性鳥インフルエンザ 対策は万全ですか？

渡り鳥が飛来する季節となり、海外からの
ウイルスが侵入する危険性が高まることから、
農場をあらためてチェックし、万全の対策を！



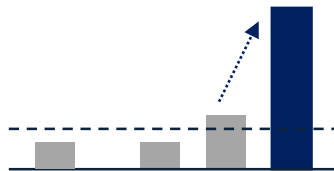
疑う症状

鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、
産卵率の低下及び沈うつなど
高病原性鳥インフルエンザが
疑われる個体を確認した場合



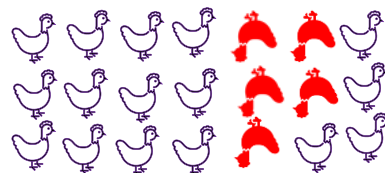
死亡羽数×2

1鶏舎の、
1日の死亡羽数が
直近3週間の平均死亡羽数と
比較して2倍以上となった場合



5羽以上／1鶏舎

1鶏舎において、5羽以上が
まとまって死亡している、
うずくまっている等
異状が確認された場合



飼養衛生管理基準遵守強化期間 令和7年10月～令和8年5月

☆飼養衛生管理チェック表を活用して、
飼養衛生管理状況の確認を行い、
不備がある部分の改善をしましょう。

☆異状を示す鶏を確認した時は、速やかに
家畜保健衛生所に連絡してください。

○緊急連絡先

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
鹿児島中央家畜保健衛生所	099-274-7555	南薩家畜保健衛生所	0993-83-2156
〃 熊毛支所	0997-27-0036	北薩家畜保健衛生所	0996-22-2184
〃 大島支所	0997-63-0045	始良家畜保健衛生所	0995-62-3070
〃 喜界町駐在機関	0997-65-0046	曾於家畜保健衛生所	099-487-2351
〃 瀬戸内町駐在機関	0997-72-0246	肝属家畜保健衛生所	0994-43-2515
〃 徳之島支所	0997-83-0074	(公社)鹿児島県家畜 畜産物衛生指導協会	099-258-6618
〃 和泊町駐在機関	0997-92-0043		
〃 与論町駐在機関	0997-97-2033	農政部家畜防疫対策課	099-286-3224

◎重点項目

- ✓ 異状の早期発見・早期通報
- ✓ 入気口フィルター等の塵埃対策
- ✓ 農場周辺のため池の水抜き
- ✓ テグスや忌避テープの設置
- ✓ 止まり木となる枝の剪定
- ✓ カラス・ネコ等の誘因防止対策
- ✓ 死鳥、廃棄卵の適切処理
- ✓ 堆肥舎の防鳥ネット再点検
- ✓ 車両消毒、手指消毒
- ✓ 鶏舎ごとの専用靴の使用
- ✓ 防鳥ネット・壁の補修
- ✓ ネズミ・害虫対策
- ✓ 消毒槽設置、消石灰散布

